

# 広島県尾道南高等学校「学校の運動部活動に係る活動方針」

令和元年8月策定

## 1 基本方針

- (1) 生徒が、スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を養う。
- (2) 生徒が、仲間と共に活動することを通して、良好な人間関係を形成するとともに、自主性や協調性、責任感や連帯感を育む。

## 2 適切な運用のための体制

- (1) 校長は、各部活動に部活動顧問を複数人配置する。
- (2) 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (3) 校長は、部活動顧問が作成した活動計画等を学校のホームページに掲載することにより、公表する。

## 3 安全で効率的・効果的な活動の推進

- (1) 部活動顧問は、健康観察や関係設備・用具の安全確認等により、疾病や事故の防止に努める。
- (2) 部活動顧問は、効果的な指導やスポーツ障害の防止に向けて、スポーツ医・科学の研究成果の積極的な習得に努める。
- (3) 部活動顧問は、適切な声掛けなどにより、生徒との信頼関係を築くとともに、生徒にとって過度に精神的・肉体的に負担とならないよう指導に留意する。

## 4 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中の取扱については、原則、次のとおりとする。
  - ア 平日は定時退校日（金曜日）を休養日とする。
  - イ 土・日曜日及び国民の休日は休養日とする。やむを得ず活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
  - ウ 平日の活動時間は1時間程度、休業日の活動時間は3時間程度とする。
- (2) 長期休業中の取扱については、原則、学期中の取り扱いに準ずるものとする。
- (3) ただし、学校で参加する大会等の活動時間を除く。

## 5 学校で参加する大会等については、原則、次のとおりとする。

- (1) 高等学校体育連盟、教育委員会が主催、共催、後援する大会とする。
- (2) その他の大会については、方針の趣旨に則り、出場する大会を精査する。